

## 令和5年6月（第2回）産業建設委員会委員長報告

それでは、産業建設委員会に付託されました議案の審査の結果とその概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第58号及び議案59号は賛成多数をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第58号常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業施設整備契約締結の件についてです。これは、常盤通りにぎわい交流拠点施設の設計、建設及び工事監理業務に係る契約を締結するものです。それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、事業者が年間来場者の目標を70万人としているが、達成は可能なのかをただしたところ、目標の達成に向けて官民連携して取り組んでいきたいとのことでした。

次に、2つのグループの事業者から1つのグループの事業者を選定した具体的な理由は何かをただしたところ、主な理由は、本市が抱えている人口減少等の課題に対しては、整備する子育て支援拠点を、将来も本市で子育てをしていきたいと感じて貰えるような運営を目指すことや、にぎわい創出の核となる当該施設を、周辺商店街を含めたまち全体の回遊性の向上に繋がるように活用していくこと、建築計画においても多世代が交流して利活用できる設計としていることに加え、維持管理運営の体制においても、今後起こり得る災害やトラブルに対して、グループとして対処方法が具体的な提案であったことなどから、このグループの事業者を選定したとのことでした。

次に、今回の工事には駐車場の整備も入っており、新庁舎の立体駐車場より広い方が使いやすいと考えるが、どのような仕様を考えているかただしたところ、駐車部分が傾斜していないフラットな駐車場、駐車枠を二重線として車間を確保、思いやり駐車場の確保、各フロアの空き状況がわかる表示板の設置、歩行者の視認性を高めるカラーリングが提案

されており、今後、更に使いやすい駐車場にするため、事業者と協議をしていきたいとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に係る指定管理者の指定の件についてです。これは、宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に係る指定管理者の指定をするものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

コンソーシアムで審査をしたのに、指定管理者となるのはその一部の特別目的会社、いわゆるSPCで、そこに入っていない会社が運営を行うことは問題ではないのかただしたところ、実際に管理運営を行う企業は、審査を受けたコンソーシアムを構成する企業なので問題はないとのことでした。

また、実際に管理運営を担当する企業に、SPCに参加してもらうことはできないのかただしたところ、SPCへの出資については、各企業の判断であり、市からはお願いできないとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

その他の議案については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。よろしく御審議くださるようお願いし、産業建設委員会の報告を終わります。